

## 東電基準

## 弁護士基準

【 モデル事例 】	算定式	賠償額	算定式	賠償額
(宅地) 地積(m <sup>2</sup> ) 300 固定資産評価額 ¥2,956,680	×1.43 避難指示期間割合 72	¥4,228,052 ¥4,228,052	弁護士標準賠償額	¥13,680,000
(建物) 固定資産評価額 ¥432,016	(ア方式) 固定資産評価額× 建物係数 避難指示期間割合 72	¥4,199,196 ¥4,199,196	弁護士標準賠償額	¥22,380,000
床面積 103 建築年 昭和39年 (築46年) 建物係数 9.72 建築単価 ¥41,200	(イ方式) 床面積×建築単価 避難指示期間割合 72	¥4,243,600 ¥4,243,600		
合計額	ア方式	¥8,427,248	¥36,060,000	
	イ方式	¥8,471,652		

住宅金融支援機構「平成23年度フラット35利用者調査報告」における、土地付き注文住宅利用者の土地取得費の全国平均額(19頁「土地付注文住宅融資利用者の主要指標」「土地取得費 平成23年度」である、金13,680,000円)

住宅金融支援機構「平成23年度フラット35利用者調査報告」における、土地付き注文住宅利用者の建設費の全国平均額(19頁「土地付注文住宅融資利用者の主要指標」「建設費 平成23年度」)である、金22,380,000円